

## 浜中町子ども医療費助成に関する条例

平成 28 年 3 月 22 日条例第 9 号

浜中町乳幼児等医療費助成に関する条例（昭和 48 年条例第 29 号）の全部を改正する。

### （目的）

第 1 条 この条例は、子どもの医療費をその保護者に助成することにより、子どもの疾病の早期診断と早期治療を促進するとともに、子育て世帯の負担を軽減し、安心して子育てできる環境の充実に資することを目的とする。

### （用語の定義）

第 2 条 この条例において次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「子ども」とは、満 18 歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の 3 月 31 日までの者をいう。
- (2) 「保護者」とは、子どもの親権を行う者、後見人その他の者で現に子どもを監護する者をいう。
- (3) 「医療保険各法」とは、次に掲げる法律をいう。
  - ア 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）
  - イ 船員保険法（昭和 14 年法律第 73 号）
  - ウ 国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）
  - エ 私立学校教職員共済法（昭和 28 年法律第 245 号）
  - オ 国家公務員共済組合法（昭和 33 年法律第 128 号）
  - カ 地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号）
- (4) 「医療費」とは、対象者の疾病又は負傷について、医療保険各法の規定による医療に関する給付が行われた場合において、当該医療に関する給付の額（その者が医療保険各法による被保険者（健康保険法第 3 条第 2 項に規定する日雇特例被保険者を含む。以下この条例において同じ。）若しくは組合員であるときは、当該医療保険各法による療養の給付を受けた場合の、当該療養の給付の額から当該療養に関する当該医療保険各法の規定による一部負担金に相当する額を控除した額とする。）と当該疾病又は負傷について他の法令等の規定により国又は地方公共団体等の負担による医療に関する給付が行われた場合における当該給付の額とを合算した額が当該医療に要する費用に満たないときのその満たない額をいう。
- (5) 「基本利用料」とは、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）第 78 条第 4 項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額に同法第 67 条第 1 項第 1 号に定める割合を乗じて得た額をいう。
- (6) 「食事療養標準負担額」とは、健康保険法第 85 条第 2 項に規定する厚生労働大臣が定める額をいう。
- (7) 「附加給付」とは、医療保険各法の規定により被保険者若しくは組合員の一部負

担金に相当する額の範囲内において附加給付されるもの又は医療保険各法の被扶養者の医療費のうち当該各法の規定により附加給付されるものをいう。ただし、国民健康保険法第43条第1項の規定により、一部負担金の割合を減じられている場合には、当該減じられた割合に相当する額をいう。

(受給資格者)

第3条 この条例に定める受給の対象となる者（以下「受給資格者」という。）は、医療保険各法の規定による被保険者若しくは被扶養者であり、かつ浜中町の区域内に住所を有する世帯に属する子どもとする。ただし、次の各号の一に該当するものは除くものとする。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者
- (2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号に規定する措置により、小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託され、又は児童福祉施設に入所している者
- (3) 所得税法（昭和40年法律第33号）第2条に規定する扶養親族に該当しない者又は該当しないと認められる者
- (4) 浜中町重度心身障がい者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例（昭和48年条例第28号）の規定により医療費の助成を受けることができる者
- (5) 婚姻している者

2 医療費の助成を受けようとする者及び同居の親族は、町税等（町税、国民健康保険税、保育費用、下水道使用料、下水道受益者分担金、介護保険料）を完納していること。この場合の取扱いについては、浜中町町税等の不誠実滞納者に対する特別措置に関する条例（平成18年条例第16号）の規定を準用する。

(受給資格者の認定)

第4条 保護者は、町長に受給資格者の認定申請をしなければならない。

2 町長は、前項の申請に基づき、この条例に定める受給資格者と認定したときは、保護者に受給者証を交付しなければならない。

(基本利用料の助成額)

第5条 町長は、第2条第5号に規定する基本利用料の額が規則で定めるところにより算定した額を超えるときは、その超える額を助成することができる。

(助成の範囲)

第6条 町長は、医療保険各法による被保険者及び被扶養者であって、浜中町の区域内に住所を有する世帯（生活保護法による被保護世帯を除く。）に属する子どもにかかる医療費から受給者が負担すべき基本利用料及び食事療養標準負担額並びに附加給付される額を控除して得た額（以下「助成額」という。）を保護者に対して助成する。

(助成の申請及び申請期間)

第7条 前条の助成は、保護者からの申請に基づき行うものとする。ただし、町長が指定する医療機関については、その助成する額を当該医療機関に支払うことにより行うものとする。

2 前項の申請期間は、医療を受けた日の属する月の末日から起算して3年以内とする。

(届出の義務)

第8条 受給資格者が、その資格を喪失したとき、又は届出事項に変更があったときは、保護者は、その旨をすみやかに町長に届出なければならない。

(助成金の返還)

第9条 町長は、偽りその他不正な行為により、第6条に定める助成を受けた者があるときは、その者から当該助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(規則への委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、附則第4項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前の医療費の助成については、なお従前の例による。

(浜中町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正)

3 浜中町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年条例第24号)の一部を次のように改正する。

別表第1中「浜中町乳幼児等医療費助成に関する条例(昭和48年条例第29号)」を「浜中町子ども医療費助成に関する条例(平成28年条例第9号)」に、「乳幼児等医療費」を「子ども医療費」に改める。

別表第2中「浜中町乳幼児等医療費助成に関する条例」を「浜中町子ども医療費助成に関する条例」に、「乳幼児等医療費」を「子ども医療費」に改める。

(準備行為)

4 第4条の規定による受給資格者の認定申請その他この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行の日前においてもこの条例及び前項の規定による改正後の浜中町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の例により行うことができる。